

平成27年度第3回石狩市社会福祉審議会 会議録

■日 時 平成28年2月16日（火） 14時00分～14時45分

■場 所 石狩市役所 5階 第2委員会室

■出席者【審議会委員】

後藤委員・北原委員・若狭委員・浅井委員・向井委員

【事務局】

三国保健福祉部長・楢引こども家庭課長・佐藤こども家庭担当主査・池田福祉総務課長・高井福祉総務課主幹

■欠席者 柏野委員・鈴木委員・佐藤委員

■傍聴者 なし

■会議次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮問書交付

4 諮問事項に関する行政説明

5 審 議

乳幼児等医療費給付事業における学齢児の特例給付対象年齢の引上げについて（諮問）

6 その他

7 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

1 開 会

○池田課長

定刻でございますので、只今から、平成27年度第3回石狩市社会福祉審議会を開催いたします。

本日は、柏野委員、鈴木委員、佐藤委員から欠席される旨のご連絡をいただいております。

本会議には、5名の委員がご出席されておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、後藤会長からご挨拶をいただき、進行を委ねたいと存じます。よろしく願いいたします。

2 会長挨拶

○後藤会長

(会長挨拶)

3 諮問書交付

○池田課長

それでは、諮問書を交付させていただきます。

○三国部長

(諮問書交付)

4 諮問事項に関する行政説明

○後藤会長

本日の諮問は一件だけですので、早速事務局の説明をお願いします。

○櫛引課長

それでは、本審議会に提出している資料につきまして、説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

はじめに、「1」の諮問の趣旨についてであります。石狩市乳幼児等医療費給付事業は、乳幼児等の医療費の一部をその保護者に給付することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として実施しているものであり、これまで段階的に事業内容を拡大しながら現在に至っております。

近年、子どもの医療に対する助成事業は、都市間競争の一途をたどっており、報道においても、各市町村における少子化対策をはじめとする子育て支援策のセールスポイントとして取り扱われてきております。

本市におきましては、乳幼児等への医療助成は、本来、国が責任をもって社会保障政策の中に位置付け、自ら制度を構築すべきものであるとの姿勢をもちつつも、入院については、子育て世帯にとって非常に重い金銭的負担を伴うことから、入院に係る医療費の助成については、その助成対象を小学生から中学生まで引き上げることにより、義務教育期間終了までの子育て世帯の負担軽減を目指すものであります。

このため、石狩市が乳幼児等医療費給付事業における学齢児の特例給付対象年齢を引き上げるにあたり、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

次に、「2」の現在の事業内容についてであります。現在、入院は小学生まで、通院は小学校就学前まで助成対象となっております。

なお、表では、北海道の補助基準と石狩市の給付基準を掲載しておりますが、北海道の場合、小学校就学前は3歳未満、3歳以上ともに所得制限を設けて、限度額以上は対象外としているのに対し、石狩市の場合、所得制限を設けていないこと、北海道の場合、3歳以上の小学校就学前は入院、通院ともに課税世帯は医療費の1割を負担としているのに対し、石狩市の場合、初診時

一部負担金のみを負担としているところでもあります。

なお、拡大後の事業内容につきましては、本日配付した資料をご覧ください。「2」の拡大後の事業内容については、表の太枠で囲んでいる部分が今回拡大を予定している中学生の入院にかかる部分であります。また、所得制限限度額については上の方で記載しています。

所得制限限度額については、児童手当の所得制限限度額を用いており、実際の適用は所得額で判断しています。例えば、扶養親族が3人いる場合の4人世帯ですと、所得額が736万未満であれば助成対象となります。

事前配布しました資料の方に戻りまして、2ページをご覧ください。

次に、「3」の1件当たりの金額についてであります。過去3か年度及び本年度の平成28年1月支払分までの金額で入院及び入院以外について1件当たりの金額を表にしたものを掲載しております。

この表を見ますと、入院以外は千円前後であるのに対し、入院は4万円以上と高額であり、その中でも小学生の入院はかなり高くなっています。

なお、入院以外とは、通院、歯科、調剤などそれぞれ1件となっておりますことから、例えば風邪で通院し、調剤薬局で薬をもらうと2件となります。

次に、「4」の対象者数についてであります。平成27年4月1日現在において小学校就学前の0～5歳は2,494人、6～11歳の小学生は3,444人、12～14歳の中学生は1,718人となっております。

このため、入院に係る医療費の助成については、その助成対象を小学生から中学生まで引き上げることにより、新たに対象者数が約1,700人増加する見込みであります。

次に、「5」の石狩振興局管内6市の状況についてであります。入院は札幌市、恵庭市及び北広島市の3市が中学生まで、その他の3市が小学生まで、通院は北広島市が小学生まで、千歳市が小学3年生まで、その他の4市が小学校就学前まで、所得制限の有無は石狩市が小学校就学前は所得制限を設けていないのに対し、その他の5市が所得制限を設けております。

次に、「6」の実施予定年月日についてであります。平成28年4月1日を予定しており、平成28年4月1日以降の中学生の入院に係る医療費が対象となります。

本日は、皆様方の専門分野の立場からご審議いただき、貴重なご提言をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○後藤会長

今、榎引さんの方から諮問の趣旨と事業内容、現状について報告がございました。議論を始めるにあたりまして、制度の共通理解をしたいと思いますので、質問があればお願いします。

では、私の方からですが、国の医療保険を使いますと、乳幼児の場合に2割負担になっていきますよね。そして、この制度を使うと2割分を、市が補助するという制度ですね。今、2割負担というのは、就学前の子ども達だけになっていて、小学生だと3割になるのですか。

○榎引課長

はい。そうです。

○後藤会長

わかりました。そしてここに、道の補助とありますが、2割負担のうち、どれぐらい道が負担することになっているのですか。

○榎引課長

半分です。

○後藤会長

そうすると、市は1割負担するということですね。一覧表の中で、「○」が付いているところはそういった形で、道の補助も含めて、市の方では最高2割を負担しています。中学生の入院の課税世帯が「△」になっていますが、これはどういった意味なのでしょう。

○榎引課長

表の下の方に※印で記載している部分がございます。「○」は初診時一部負担金、歯医者以外ですと580円、歯医者ですと510円の一部負担金が設定されております。これを初診の時間にお支払いしていただきます。課税世帯につきましては、「△」で、医療費の1割は負担していただくこととなります。

○後藤会長

わかりました。こういう制度であるということをご理解いただいた上で議論していただきたいと思います。何か意見があれば伺います。

○向井委員

北海道の補助基準が対象外になっているものについては、初診時診療分を抜いた、2割分もしくは1割分を出すということですね。

○榎引課長

小学生の方ですと3割負担になっています。

○後藤会長

この表を見ている限り、就学前と小学生の入院の部分に関しては、道の基準や他の市町村に比べても進んだサービスをしていると理解できます。

○向井委員

会長が言われた進んだサービスですが、これによって財源的にはどれぐらい増える予定ですか。

○櫛引課長

約3百万円です。

○後藤会長

今、向井委員が質問されたことは、中学生までの入院を対象にした場合に、財政的には3百万円の負担になるということです。ただ私自身が思うのは、小学生の通院の部分をやっている市とやってない市がありますが、そこを見送っている理由はなんだろうかということです。できれば小学生の通院の部分も対象にするようなことはできないだろうかということ単純に考えるのですが、中学の入院だけ拡大した理由があれば皆さんに紹介していただけますか。

○三国部長

今の会長のご質問に関しては市の政策的な話ですので、私の方で一括してお話しさせていただきますと思います。過去の経緯からになります。会長からご指摘があった通り、就学前の医療給付に関しては非常に手厚い形をとっております。これは、本市では7～8年前に、このスタイルが出来上がっています。当時は保育所の待機児童ゼロと相まって、若年世代の誘導策といった意味も強くあった中でセットアップされたという経緯があります。当時は、福祉施策というよりは人口誘導策といった、まちの活力策としての取り組みという意図が強くありました。

昨今、いわゆる子育て世帯の経済的負担というのは、ずっとテーマになってきたということもあって、それぞれの自治体が医療給付を競うようにやってきているというのが実態です。

ただ、社会保障の医療費というのは根本の部分ですので、ここまで全国的に各自治体が行っているのであれば、当然、国の施策としてやるべきと、知事会または市長会を通じて強く議論がなされているところで、私どもの市長も北海道市長会の会長という前任の立場もございましたので、そこはかなり国と議論してきたところです。

しかし、国の動きがない中であって、無尽蔵に増やすわけにはいかないにしても、子育て家庭において経済的な過度の負担が現実には発生するのが入院ということだと思います。背に腹は代えられない中であっては、入院の部分だけは拡大せざるを得ないというのが市としての考え方です。

今回の拡大に関しましては、かつてのような人口誘導策というよりは、社会保障的な意味合いが強く、一部のご家庭で過度の負担があるのであれば、全体の中で補っていく福祉的配慮を、今回テーマにして取り上げ、入院に重点を置かせてもらいました。

○後藤会長

わかりました。要するに、石狩市が小学生の通院の部分までを、財政的な理由で出来ないということですね。そこで市が考えている、子どもたちの医療費を各自治体が率先してやっているならば、国が社会保障制度の中で整えていくべきものであるということも良く分かりますが、その中で、石狩市ができないというのは、完全に石狩市の財政が負担する能力がないと解釈していいのかということです。

要するに、小学生の通院まで対象とした場合の財源的な負担のシミュレーションはやっていると思うのですが、それがもし分かれば、紹介していただいて、こういう金額であればできないと言っただけならば、これから賛成投票、反対投票するわけですがけれども、理解できるのではないかと思います。分かる範囲で情報を披瀝していただきたいと思います。

○櫛引課長

いろいろな推計方法があるのですが、国が毎年出している報告書を見ますと、一人あたりの入院及び通院の金額が出ております。そういったものから推計いたしますと、最大8千万円程度まで、小学生の通院費用がかかると見込んでいるところです。

○後藤会長

8千万円ですね。そして今回提案の部分で3百万円増えるのですが、そこまでは、いくら位使っているのですか。

○櫛引課長

予算的には、1億と少しです。

○後藤会長

小学生まで対象とすれば、ほぼ倍ちかく負担することになり、それが、石狩の財源では難しいのではないかと思います。

○三国部長

その財源の優先順位がどうかという議論が予算査定の中で出てきます。特に子ども施策に関しては、総合的に取り組むという考えを持っています。

それぞれの今の家庭状況、特に石狩の場合は、そういった部分の保護の方が喫緊の課題と考えていまして、教育委員会とも情報交換の中でも、家庭環境の状況によっては、人間関係やコミュニケーションが失われているなど、いわゆる密室の中で置き去りにされている子どもがいることも十分考えられます。

経済的には貧困ではない可能性もあるのですが、お金だけ預けて「一人で食事なさい」という家庭もあるでしょうし、不登校の状態になっているため見えないという子どもたちを、アウトリーチによってフォローしていくというようなことが最優先の施策として、今回予算査定の中で、予算化されたところです。医療費助成に関しては、今回どこにスポットを当てるかとなった時に、今回は入院費ということで予算化したということになります。

○後藤会長

分かりました。石狩市の児童に対する福祉制度の拡充を狙った時に、優先順位が他にあって、そちらを優先するということですね。

これは、私の意見として聞いていただければと思いますが、子育て世代というのは結構経済的には大変です。医療費がこのように補助の対象になっていくなれば、経済的には子育て世代は助かると思います。少子化問題というのは、子どもを育てていくことの経済的な苦しさが背後にあって、子どもを生みたいのだけでも生めないということも聞きます。ですから、石狩市は経済的な側面から、少子化という問題をフォローアップするような政策として、この給付制度があっても良いのではないかと考えています。今、部長がおっしゃるように、お金ではない問題でかなり子どもたちが苦しんでいることにスポットを当てたということも分かりますが、この審議会でこの項目が出できた以上は、できることであれば、小学生の医療費も対象にした方がいいのではないかと思います。

他に皆様からご意見があればお願いします。

提案は中学の入院部分だけなのですけども、要望として付帯項目に意見を掲げさせてもらえれば、次の石狩市の児童施策の中で検討課題になっていくのではないかと思います。

○若狭委員

資料の中に振興局管内6市の比較が出ていて、顕著に違うのは限度枠の扱いの部分ですよね。本来国がということも理解できるのですが、市としての分配の考え方というか、例えば小学校、中学校になると塾とかそういった費用が家庭を圧迫していきます。そうすると、通院と入院で比べると、やはり機会としては通院の方が多い。少額であっても嵩んでくるとそれなりに負担になってくるっていうことは考えられる訳で、そうした場合、例えば就学前、道の基準で対象外になっているところが、石狩市では対象として給付が行われている。ここの予算を違う形で分配する方法というのは検討の余地はないのかというところが少し気になるところです。

他市は、所得制限が入っている前提の中で制度が組まれているので、後藤先生の話も含めて考えていけば、そういう方法も検討の余地はあるのではないかとことを思いました。

○櫛引課長

先ほどお配りした表で、扶養親族が3名いる4人世帯ということで説明しましたが、それでいけば、960万円の収入ということで、1,000万円程度の比較的高い収入を得られている世帯の方ですので、それほど外れる方というのはいらっしやらないので、その財源をあてにして、ということにもいかないのではないかと思います。

○後藤会長

これはかなり高いですね。そうすると、どれぐらいの割合の人たちが対象になっていると考えられるのでしょうか。

○櫛引課長

所得で対象外となっているのは2%弱となっています。

○後藤会長

それでは、ほとんどの人がこの対象になっていると考えると良い数字ですね。
若狭先生の意見は、財源の配分負担を考えたら良いのではないかということですね。

○向井委員

これは要望なのですが、各市町村ではこの問題について非常に苦勞していると思います。子育てを十分に考えないといけない時代であると思うので、本来は国の事業としてやるべきだと思います。市長は全道市長会の会長でもありましたし、全国市長会もこの案件について、十分に考えていただいて、要請していただきたいと思います。

○後藤会長

そうですね、市独自でやるというのはいろいろな意味で苦勞すると思いますが、国はどうなのでしょう。これだけ市が率先やっているのであれば、国も制度化していくものだと思いますが。

○三国部長

今、お話があった通り、北海道を代表している田岡市長も意見を言ってきておりますが、国民健康保険の交付金の方では、この乳幼児医療の市費というのは、市が余剰財源をもって充てているというのがこれまで地方財政上の国の考え方になっていました。ですから、本来地方自治体が税金を使って行う事業というのは、国の地方財政措置の中で、交付税の対象として見られるのですけれども、それを全く見られないということで、逆にペナルティがかかっている状態でした。さらに国民健康保険の国の交付金の中で、この医療費助成を自治体が自主的にやっているのであれば、国保の交付金を目減りさせるということもあるのですが、今回やっと国の方で、ここまで地方がやっている中であってはまずいということで、来年度からそこは解消されつつあると聞き及んではおります。

この点は、ようやく撤回するということになるようですが、次は、国がこれを、本来の医療制度の問題として負担できるかということが問題になりますが、医療制度をいじくるとなると相当な社会保障財源が必要になります。

どのように捻出するのか、いろいろ課題が出てくるでしょうが、現実的には、地方自治体が追いこまれながらもやらざるを得ない。そして、やれるところは郡部などの子供が少ないところが手厚く出来る可能性があると思います。例えば高校生まで全部無料にするということも出来てしまう場合もありますが、そういった面では、石狩市は難しい立ち位置にあると思います。

○後藤会長

社会保障制度全体の中での位置付けについて報告がありました。

他に何か意見がありますでしょうか。重要かつ有効な制度だけれども、なかなか実施し難い部分もあるということもわかりました。その中で、中学生の入院だけ年齢拡大していきたいという趣旨でございます。

ここで採決してよろしいでしょうか。今回提案がございました、石狩市中学生の入院部分を対象として含めていきたいという提案について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということで決定いたしました。

今日は案件が1つですので、このまま答申案を作成し、それを審議していきたいと思います。なお、付帯事項として、難しいことは良く分かるのですが、できれば、小学校の通院の部分まで拡大することを今後の課題としていただきたいことを入れた方がいいのではないかと思います。

■ 答申案の確認

○後藤会長

今、お手元に答申の原案が配付されました。ご確認ください。

(答申案確認)

これでよろしいでしょうか。主旨はご了解いただいたと思います。

それでは、今回は皆さんにこの答申案も含めて承認いただき、審議会を終了いたします。

ご苦労様でした。

平成28年 3月25日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会 会長 後藤 昌彦